

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和6年中に取り扱った不当労働行為事件は393件で、このうち前年からの繰越事件が331件、新規係属事件が62件であった（資料＜統計表＞第22表）。

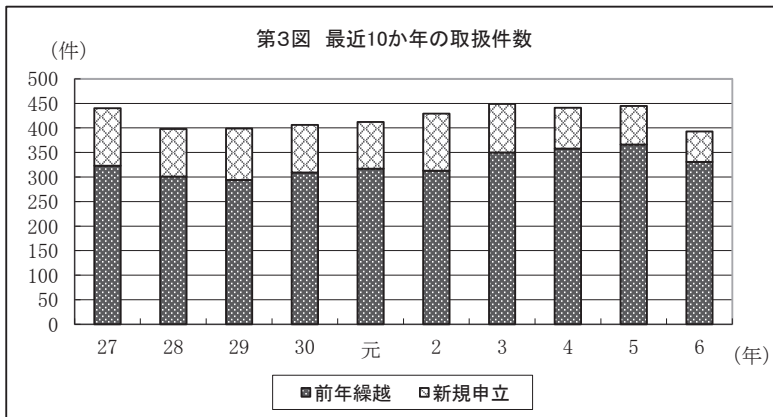
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は52件減少し、新規係属件数は17件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件前後、新規係属件数は60～100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和6年の新規係属事件62件のうち、合同労組関連事件数は47件で、75.8%を占めている。

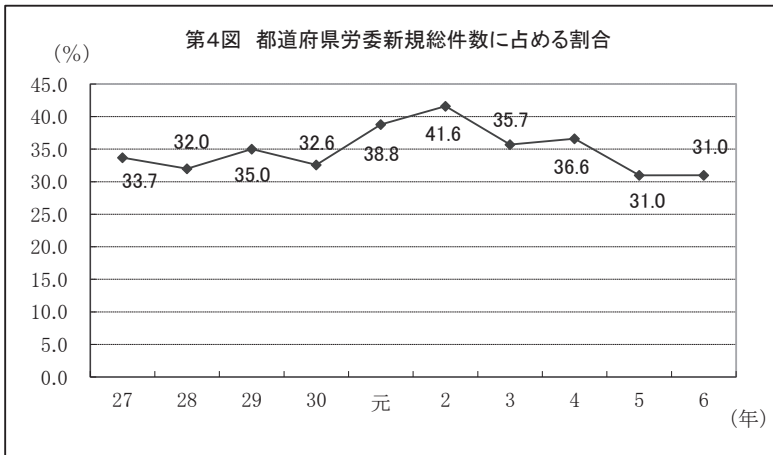


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和6年の全国都道府県労委の新規係属総件数は200件であった。

当委員会の新規係属件数62件を全国比でみると、31.0%となっている（第4図、資料＜統計表＞第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が52件（83.9%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が10件（16.1%）となっている（資料＜統計表＞第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て62件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが44件（71.0%）、加盟していないものが18件（29.0%）となっている（資料＜統計表＞第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系23件（52.3%）、全労連系11件（25.0%）、全労協系を含むその他10件（22.7%）となっている。（資料＜統計表＞第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て62件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」11件（17.7%）、「無（不明を含む）」51件（82.3%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

業務の委託元を被申立人とする事件・・・・・・・・・・2件
関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・1件
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・3件
派遣先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・2件
技能実習生の監理団体を被申立人とする事件・・・・・・・・1件
業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件・・・・3件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が19件（30.6%）で最も多く、次いで、「100人以上199人以下」及び「1000人以上」が8件（12.9%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては32件（51.6%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「サービス業」が10件（16.1%）と最多で、「運輸・郵便業」、「教育・学習支援業」及び「医療・福祉」が9件（14.5%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が52件（83.9%）で最も多く、次いで「3号に該当」が39件（62.9%）、「1号に該当」が28件（45.2%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件62件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が

8件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和6年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」537回、「審問」46回、「和解」2回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」239回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和6年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は1件であった。

(3) 申立ての承継

令和6年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和6年に、公益委員の除斥・忌避の申立てがされた事件はなかった。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和6年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが14件あり、全てが労働者側からの申立てであった。

イ 措置

上記申立てについて、令和7年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものではなく、文書による要望を行ったものが2件、口頭による要望を行ったものが2件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
1	5 不29	6. 1. 10	労	原稿の著作権の扱いについて話し合いに応じ、協議が整うまでの間、組合員Xの執筆が予定されていた箇所の執筆編集を進めないこと。
		-		令和7年1月7日、本案が終了した（関和解）。
2	6 不2	6. 2. 9	労	申立人を退職したものとしめないこと。
		6. 4. 26		三者委員は、被申立人に対し、口頭で要望を行った。
3	6 不2	6. 2. 15	労	組合員Xがタクシー乗務員を続けられるようにすること。
		6. 4. 16		三者委員は、被申立人に対し、口頭で要望を行った。
4	5 不5	6. 2. 16	労	① 5年5月1日付けの配転命令、及びマネージャー職解職による給与減額について、組合員Xに対し、給与減額の撤回等を含む、現実的な不利益回避の措置をとること。 ② 組合員Xに対する再教育プログラムや退職勧奨の実施を直ちに撤回すること。 ③ 組合員Xに対し再教育プログラムと称した圧迫面接やメールによる指示を行わないこと。
		6. 5. 28		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
5	5 不45	6.3.7	労	会社は、命令が発出されるまでの間、組合員Xが業務先における業務に従事する雇用契約上の義務がないことを確認すること。
		-		6年12月24日、本案が終結した（無関与和解）。
6	5 不54	6.6.4	労	副委員長Xに対する異動内示を撤回すること。
		-		6年6月21日、本案が終結した（関与和解）。
7	4 不5	6.6.10	労	① 本案の審査手続中に、組合らに対する不当な妨害や組合活動を委縮させる行為を行わないとともに、団体交渉に誠実に応ずること。 ② 組合員に対して、いかなる不当労働行為も行わないこと。
8	2 不111	6.6.24	労	① 被申立人会社は、本件に関して意見を述べるとき、申立人と当委員会に対して、書面で提出すること。 ② 4年3月2日付不当労働行為救済追加申立てを受理すること。 ③ 申立人の実情に即した指揮を行うこと。
		-		6年7月19日、措置しないことを決定した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
9	6 不15	6. 6. 26	労	本件審査の終結に至るまでの間、毎月支給される賃金及び夏季・冬季の各一時金について、組合員の昇給分の支給を拒否しないこと。
		-		6 年 7 月 19 日、申立人らは、当該措置申立てを取り下げた。
10	6 不14	6. 7. 18	労	組合員 X 1 及び X 2 に対し、実習等に必要な範囲で、研究室の作業場に立ち入り、業務遂行をすることを認め、これを妨げないこと。
		-		6 年 10 月 17 日、措置しないことを決定した。
11	4 不79	6. 7. 19	労	以下の行為を直ちに中止し、少なくとも本件命令の発出に至るまでの間、組合員 X を 4 年 12 月 19 日時点の従業務に復帰させること。 ① X の机の至近に、敢えて会社の来訪者の記帳台を設置して衆目に晒し、精神的苦痛を与える行為。 ② X の机の周囲をモールで固めて、晒し者にして精神的苦痛を与える行為。 ③ X の机を取り囲むように他の従業員の机等を配置して監視し、精神的苦痛を与える行為。
		6. 8. 8		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
12	6 不34	6. 8. 23	労	組合員X 1ら3名に対する「労働契約が終了する旨の措置」を直ちに撤回するとともに、命令を発するまでの間、組合員に対する不利益取扱いをしないこと。
13	6 不41	6. 9. 25	労	本件審査継続中は、組合員Xを解雇しないこと。
14	6 不51	6. 12. 20	労	法人が現在進めている組合員Xに対する懲戒手続きにおいて、本案の審査継続中は、懲戒解雇や諭旨解雇など、雇用に影響を与える処分を控えること。

(6) 物件提出命令

令和6年に物件提出命令の申立てがされた事件はなかった。

前年から繰り越された事件は1件であり、令和6年12月末現在係属中である。

(7) 証人等出頭命令

令和6年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。

なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。)

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,754件のうち、令和6年12月末までに終結した事件は1,573件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは1,026件であった。また、終結事件1,573件に係る平均処理日数は489.7日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規 申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・ 決定			うち1年 6か月 経過
		取下	和解	計				
件数(件)	1,754	238	1,003	1,241	332	1,573	181	115
平均処理 日数(日)	—	392.7	387.2	388.2	868.8	489.7	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

		取下・和解			命令・ 決定	終結計
		取下	和解	計		
	6か月以内	85	344	429	1	430
	6か月超～1年以内	54	285	339	10	349
	1年超～1年6か月以内	48	159	207	40	247
	1年6か月以内計	187	788	975	51	1,026
	1年6か月超	51	215	266	281	547

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和6年12月末までに終結した事件は272件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件272件に係る平均処理日数は549.3日であった。

(参考－1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・ 決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	30	183	213	59	272	32
平均処理 日数(日)	—	552.2	468.0	479.8	800.0	549.3	—

(参考－2表) 終結事件の処理日数別内訳

		取下・和解			命令・決定	終結計
		取下	和解	計		
	6か月以内	13	38	51	0	51
	6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
	1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
	1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
	2年以内計	25	155	180	27	207
2年超		5	28	33	32	65

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和6年の取扱件数393件のうち、101件が終結した。終結件数は前年に比べて13件減少した（資料＜統計表＞第22表）。

(2) 終結区分

終結した101件について、終結区分をみると、命令・決定件数は39件となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」6件、「棄却」13件、「却下」16件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」41件、「無関与和解」8件、「取下」13件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分布

終結 区分 日 数	総 数	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下
総 数	101	4	6	13	16	41	8	13
49日以内	1	－	－	－	－	－	－	1
50～99日	3	－	－	－	－	2	1	－
100～299日	19	－	－	－	－	16	－	3
300～499日	14	－	－	2	－	8	1	3
500～699日	11	1	1	3	－	3	3	－
700～999日	12	1	2	3	－	4	1	1
1000～1499日	13	2	2	4	－	4	－	1
1500日以上	28	－	1	1	16	4	2	4

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和6年の終結事件に係る平均所要日数は、2,155.5日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平 均	最 短	最 長	件 数
総 数		2,155.5	4	10,200	101
全部救済		1,069.3	594	1,463	4
一部救済		1,091.8	676	1,578	6
棄 却		926.2	409	1,748	13
却 下		8,830.9	1,767	10,200	16
関与和解		645.8	61	3,568	41
無関与和解		978.6	60	2,658	8
取 下		1,479.3	4	6,155	13

5 不服申立ての状況

令和6年中に当委員会が発した命令・決定書数は37本であった。なお、命令・決定による終結事件数は39件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和7年1月末現在16本となっており、命令・決定に対する不服申立率は43.2%であった（第7・8表）。

第 7 表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	37
不服申立数	16
再審査申立て	16
労働者側	10
使用者側	4
双方	2
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	43.2

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

(注) 同一の命令・決定書に対し、再審査申立てと行政訴訟提起の双方がなされ、内訳の合計と総数とが一致しない場合がある。